

通 知 書

令和 2 年 7 月 1 日

埼玉県越谷市越谷 1 丁目 3 - 1 4

博進ビル 6 階

株式会社ウルフアンドカンパニー

代表取締役 大竹 誠 一 殿

山形県山形市小白川町 1 - 4 - 1 2

山形大学理学部

天羽 優子

貴殿は、通知人が「自治体が配布し、大量に商品出回る「次亜塩素酸水」の危険 科学者「一番怖いのは...」」という記事に、次亜塩素酸水の噴霧に批判的なコメントを述べたことに対し、2020年6月16日に、噴霧にエビデンスがあるという主張とともに「貴殿がマスコミ各社に対し訂正の報道を行わないのであれば、貴殿を提訴します。」「貴殿が当社が添付資料やエビデンスを見て発言を撤回し、様々なメーカーがあり、ウルフアンドカンパニーが販売する製品は安全だと認めれば訴訟の提起を取り下げること考えます。」との訴訟を予告するメールを送信した。通知人は貴殿が送信した、噴霧が安全であることの根拠と称する内容を精査し、いずれも根拠としては不十分であることを指摘した。通知人が回答を送信してから一週間経って

も、貴殿からは、さらなる科学的な根拠は全く示されず、訴訟をどうするかについての通知もなかったため、2020年6月25日に、訴状の提出状況をメールにて貴殿に問い合わせたところ、貴殿からの回答は「時間ができたら適切な時期に。」であった。

貴殿の送信した資料が噴霧に関するもののみであったことから、通知人に対する要求は噴霧装置についてのものであることが明らかである。貴殿の扱っている次亜塩素酸噴霧装置は医療機器ではなく、次亜塩素酸水も医薬品ではないので、特定の病原体に対する効果効能を謳うことは違法であるにもかかわらず、さまざまな病原体に効果がある旨を貴殿はウェブサイトに掲載していた。また、消毒薬（医薬品でなくても除菌や消毒作用を持つものであれば該当する）の有効かつ安全な噴霧方法は確認されていない。この状況で、次亜塩素酸水の噴霧は避けるべきという一般論を述べたに過ぎない通知人に対し、貴殿は、貴殿の商品について安全であると通知人が公表しなければ提訴すると通告した。つまり、貴殿は、通知人を貴殿の行う違法な宣伝に荷担させる目的で、噴霧の安全性という、科学的に何ら根拠のない嘘を通知人に述べさせるために、訴訟を持ち出して強要したのである。



通知人にそのようなことをする義務が無いことは明白である。

通知人は、既に、<http://www.cml-office.org/watch/claim/case02/comment01.html>にて、貴殿とのメールのやりとりを公開してSNSにも書き込んでおり、このまま時が経った場合、貴殿の「提訴します」が口先だけであったという事実が広く知れ渡る結果になるであろう。本人訴訟を得意とする貴殿にとって、この展開は不本意であろうと推察する。

そこで、今後、貴殿がとるべき行動について選択肢を三つ提案したい。

1. 通知人に対する訴訟の予告を全て撤回し、軽々しく訴訟を持ち出したことについての謝罪を書面にて通知人に知らせる。かつ、当該記事で通知人とともにコメントを述べた小波氏、空間噴霧の危険を指摘した動画<https://www.youtube.com/watch?v=y-l1qNf5JrY>に対して行った訴訟の予告も撤回する。小波氏については書面で、動画についてはコメント欄にその旨書き込むこと。この場合、通知人からは、今回の提訴予告について法的措置はとらない。



12-18

2. 当初の予告通り貴殿が通知人を提訴する。なお、貴殿は簡易裁判所での提訴にこだわっているが、通知人が反訴すれば地方裁判所に移送される。コロナウイルスのせいで期日が決まりにくくなることも予想されることから、時間短縮のため、最初から地裁で提訴することを強くお勧めする。これが選ばれた場合、通知人はさいたま地裁越谷支部を管轄とすることに合意し、移送請求は行わない。

3. 上記二つのいずれもが行われなかった場合、通知人が貴殿を提訴する。なお、通知人が、貴殿の要求に理由が無いことだけではなく、貴殿の要求が不法行為であることまで提訴の理由とした場合には、原告の住所地も管轄にできるので、山形地裁での提訴があり得ることを予めご承知おき戴きたい。

三つの選択肢のどれを選ぶかについては、二週間以内に決めて、行動に移し、通知人にわかるようにして戴きたい。二週間経っても何も行われなかった場合は、新型コロナウイルスの影響で県外移動が制限されない限り、通知人が3を実行する。

以上

この郵便物は令和 2年 7月 / 日
第 95598 号書留内容証明郵便物として
差し出されたことを証明します。

日本郵便株式会社

